

マスターファイル・ローカルファイル等の手続について

○BEPSプロジェクトによる新・移転価格税制の状況

▷ [新たな移転価格の文書化のルール](#)(アクションプラン13)

マスターファイル、ローカルファイル、国別報告(CBCLレポート)の3つによる各国共通の文書化ルールと情報報告体制、[各国国内法で法制化](#)。(2014年9月公表)

➡ 導入に係る国別報告の指針が公表(2015年2月)

➡ アクションプラン13の最終報告が公表(2015年10月) / [日本も税制改正\(2016年3月\)](#)

文書の種類	趣旨・内容
マスターファイル(新設) (事業概況報告事項)	各国の税務当局に多国籍企業(MNE)のハイレベルなグローバル情報を提供する趣旨の報告書。グローバルなビジネス活動の状況、それらに関する移転価格のプライシング・ポリシー等を記載。関連する各国の税務当局に利用可能性がある。
ローカルファイル (同時文書化文書)	マスター・ファイルで記載されないような、より取引ベースの二国間(本社と拠点等)の情報を提供する趣旨の報告書。関連者間取引の種類や金額、それら取引に関する会社としての移転価格上の判断(算定方法、検討結果等)を記載。個別の法人(拠点)間ごとに作成。
CBCLレポート (新設) (国別報告事項)	各年ごと、税務管轄圏ごとに、拠点ビジネスの収入、税引き前利益金額、税額等の情報を提供する趣旨の報告書。BEPS勧告により決められたテンプレート(様式)がある。



マスターファイル・ローカルファイル等の手続について

- ・ 新・移転価格税制では、企業規模により、法人税申告に伴う移転価格税制の対応書類が異なる。

大企業

(連結総収入1,000億円以上)



- ・ マスターファイルと国別報告 作成と提出が必要。通常はグループの最終親会社で作成。(外資系日本法人はマスターファイルの義務のみ適用)
- ・ 3月決算の場合 H29年3月末までに最終親会社届出事項の事前提出要。(12月決算の場合は、H29年12月末まで)
- ・ 作成と提出 3月決算の場合、H29/3月期より1年以内(e-tax提出)
- ・ その他、個別のローカルファイルについては、H30/3期より義務化対象取引は作成の上、保存要。(税務調査で要請時に提出)

中堅・中小企業

(上記以外に該当企業)



- ・ ローカルファイル 義務化対象取引は、作成・保存が必要。(7年保存)
- ・ 3月決算の場合、義務化はH30/3期。(12月決算は、H30/12期)
- ・ 法人税の申告書の提出期限までに作成・保存。(初年度は9年、以降分は7年保存。税務調査で要請時に提出)



マスターファイル・ローカルファイル等の手続について

○今後の我が国の移転価格税制の文書化について

これまでの制度	今後の制度	備考
<p>1.独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)</p> <p>(租税特別措置法施行規則22条の10)</p> <p>・税務調査で求められた場合には、遅滞なく提示・提出をしなければならない。</p> <p>・提出等が不可の場合には、<u>推計課税または質問検査権の行使が税務当局は可能。</u></p>	<p>1.連結総収入1,000億円以上の法人</p> <ul style="list-style-type: none">・国別報告事項(CBCレポート)を提出・事業概況報告事項(マスターファイル)を提出・<u>適用時期は平成28年4月1日以後に開始する事業年度より。</u>・提出時期は会計年度終了から1年以内。 <p>2.独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)</p> <ul style="list-style-type: none">・国外関連者ごと取引金額合計が50億円以上の場合、または無形資産取引合計が3億円以上の場合に作成・保存(義務化対象の取引)・<u>適用時期は平成29年4月1日以後に開始する事業年度より。</u>・作成時期は確定申告書の提出期限まで。作成後、7年間保存義務。	<p>・これまで我が国では、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(文書化書類)が<u>必要がどの程度の法人</u>からか明示なし。</p> <p>・国別報告事項と事業概況報告事項の未提出については罰則適用。</p> <p>・ローカルファイルについては、調査で要請があれば提出期限が<u>45日以内</u>と定められた。</p> <p>・また、ローカルファイルの作成基準に該当しない場合も、<u>税務調査で要請があれば作成と提出必要。</u>(60日以内)</p>

マスターファイル・ローカルファイル等の手続について

○ローカルファイルの文書化(ドキュメンテーション)とは何か

- ・ 移転価格税制は、基準取引などの根拠を要する税制

申告納税制度となっている法人税では
移転価格税制の適用のある取引を企業が期中に行うと
申告にその内容を盛り込むために、企業側に自主的な
検討(根拠)が必要。

定められたツール(算定方法)の中から方法を選択し、
取引が合理的であると根拠を作る作業を「移転価格税制
の文書化」と呼ぶ。

移転価格の税務調査などでは、企業側の説明根拠となる。

..... 具体的には、算定方法と理由、基準取引、実績との適用結果

